

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

栗城林業株式会社
福島県大沼郡会津美里町字東川原3250

2. 指名停止措置期間

平成26年3月17日から平成26年6月16日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

栗城林業株式会社は、関東森林管理局会津森林管理署長と平成25年8月22日に契約した「平成25年度博士山地区外6保安林改良事業」において、事業の完了が困難であるとして事業完了不能の報告を行い、事業の完成が困難であることが明らかになったことから、国有林野事業造林事業請負契約約款第43条第1項第2号に基づき平成25年12月19日付けで事業の一部契約解除に至った。このことは、発注者との信頼関係を損なう不誠実な行為であり、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるとして、関東森林管理局より3ヶ月間の指名停止を受けている。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不相当と認められるため、本件については3ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

（不正又は不誠実な行為）

16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 三上 均 電話018-836-2070